

## 靈山寺創建時代の民衆及び行政の実態

沖野 勝徳

はじめに

徳島県内における真言宗の寺院数は全寺院数の75%を占め、多くの人々に親しまれ信仰されている。

また、近年は全国から年間20万とも30万ともいわれる人々が四国霊場を訪れ、信仰のみならず、観光面からも健康面からも「歩き遍路」が増えている現状があり、「四国遍路」を世界遺産に登録申請する動きが脚光を浴びている。

「1番札所、靈山寺」創建とその時代背景を見つめ、集落の実態及び都との交流について調査を行い、当時の行政形態を把握し、考察することとした。

### 1. 靈山寺の創建と時代背景

寺は天平年間(729～748)に聖武天皇の勅願で奈良時代の僧「行基」により創建された。

弘仁6年(815)に弘法大師が唐から帰国後に靈山寺で21日間の修業を行い、本尊となる釈迦如来像を刻み、山号を竺和山、寺号は靈山寺と命名された。

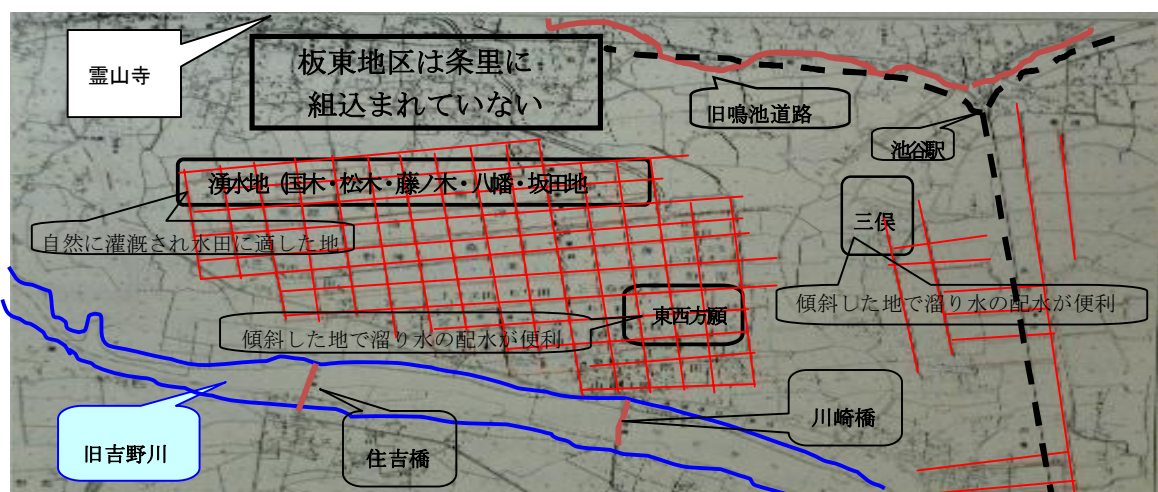
政治状況は表:1に示すとおり、大化の改新から始まる「唐」の政治手法を手本にしながら、日本に合致する本格的な律令国家(官僚体制)の構築に向けた国造りの苦悩が始まった時代であったといえる。

表：1 律令国家創建時の政治動向

西暦	和暦	天皇	日本 (政治・経済・社会)	阿波 (徳島県)	中国 韓国	その他諸国
538	—	宣化	韓羅韓島の百濟より仏教伝来		618: 隋から唐へ政変	622: イスラム暦元年
645	大化1	孝徳	大化改新		唐が高句麗を遠征する	642: ササン朝ペルシア滅ぶ
646	大化2	〃	改新の詔 百官 定め・班田收受去施行	阿波国設置 名東府中	660: 唐が新羅を滅ぼす	
670	天智9	天智	全国に戸籍作成(庚午年籍)	684: 南海大地震発生	676: 新羅韓羅韓島統一	661: ウマヤ朝成立
701	大宝1	文武	大宝律令制定		679: 唐、安南を襲撃	687: 大ビザンチウム王国の興隆
710	和銅3	元明	平城の地へ遷都		710: 唐が節度使置く	711: 西ゴート王国滅ぶ
712	和銅5	〃	古事記 撰上	綾織を献上	719: イボの金銅器 中国へ	
723	養老7	元正	三世一身法制定	729: 阿波 山背・位田の陸田豊公	725: 唐の府兵制度衰え	
732	天平4	聖武	節度使を任ずる	忌部為麻呂が調で絶を献上	733: 新羅が滅ぶ	732: カール=マルテル、イスラム軍を破る
737	天平9	〃	天然痘大流行・藤原4兄弟没	733: 厳しい干害 大税を賃借		
740	天平12	〃	藤原広嗣反乱 恭仁京へ遷都			
741	天平13	〃	国分寺・尼寺建立 詔	国分寺(国府) 国分尼寺(石井)		
743	天平15	〃	墾田永代祿田法制定			
745	天平17	〃	都を平城京に戻す・行基大嘗田に	粟凡直若子 外従五位下に任官		
747	天平19	〃	東大寺大仏鑄造	阿波の戸数5068戸		
749	天平感宝1	孝謙	大仏完成	新島荘認定開始	751: 新羅が仏国寺建立	751: イスラム軍 唐軍に大勝

## 2. 霊山寺近郊集落の実態

地理的構成は大化の改新による「公地公民制」に基づき、口分田の収授を行うために地割を行い、条里(図：1 参照)を設定していた。



図：1 大麻(板東・川崎・津慈)の条里(『鳴門市史上巻』より転載1部加筆)

住民構成は「田上郷戸籍」(表：2 参照)及び「阿波国計帳」から阿波国の戸数は5068戸(1戸は約20人程)推定すると人口は11万3600人程度と考えられる。

霊山寺の近郊を含めた板野・名方・阿波の3郡は「栗凡直」一族が郡司として国造りを行っていた。

表：2 <sup>たの</sup> <sup>がみ</sup> <sup>ごう</sup> 田上郷戸籍戸口調査 (『鳴門市史上巻』より転載1部加筆)

年代構成	1-16才		17-19才		20-60才		61-65才		66才以上		不明		合計		全合計
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	---
男女人数	7	0	0	1	39	202	1	32	26	167	2	1	75	403	478
男女比率	1.5%	0.0%	0.0%	0.2%	8.1%	42.4%	0.2%	6.7%	5.4%	34.9%	0.4%	0.2%	15.7%	84.3%	
年代合計	7		1		241		33		193		3		478		478
年代比率	1.5%		0.2%		50.5%		6.9%		40.3%		0.6%		100%		

凡例：■部分は田上郷戸籍の特筆すべき事項(男女の人数・年代等の比率と数値等)

集落の生活は「養老律令」での公私共利により、何人も自由に用益すること可能であったが、天災による飢餓、中央の貴族たちの権力争い、度重なる都城の造営等による、過重な貢祖賦荷(表：3 参照)で民衆は苦しい生活を送っていた。

そのため、民衆は男子の出生を隠し、女子として届出をする偽造の戸籍簿(表：2 参照)が全国的に起こると、ともに成人男子が浮浪人となり、農村には子女のみが残り、荒廃は極度に達していた。

表：3 農民の負担内容（倉田康夫編『古代の農民』より転載 1部加筆）

種別	正丁 (満20才～満60才の男子)	次丁(満60才 ～満65才の男子)	少丁(満17才 ～20才の男子)
租	1段稲2束2把	同左	同左
庸(歳役)	布2丈6尺(10日)	1丈3尺(5日)	
調	絹8寸5分、美濃絹6尺5寸、糸8両綿1斤、望陀布1丈3尺。以上の内郷土に産するもの。その他鉄、鍬、海産物でも可能。	正丁の1/2	正丁の1/4
調副物	その外に調副物として、海産物、油脂類が納められた。		
雑徭	60日以下	30日以下	15日以下
出挙	貧農のため、春に種籾を貸し、秋に利息をつけて返させる。(公出挙50%、私出挙100%)		
義倉	凶年の貯蓄用として粟をおさめる。		
仕丁	50戸につき正丁2人(中央官庁での労役)		
運脚	庸・調を都へ運搬		
軍団	正丁の1/3を諸国の軍団でつとめさせる。 一部は衛士として上京(1ヶ年)		
防人	東国の兵士の1部は太宰府に所属し、防衛にあたる。(3ヶ年)		

産業は養蚕が行われ、都へ調として上納する「<sup>「あしぎぬ</sup>絹」及び麻布で庶民が着用する「太布」の生産が行われ、太布は市場で取引が行われていた。

村の生活は50戸単位(1郷)であるが、この1戸(郷戸)には血縁、非血縁の数家族(房戸)が戸長に率いられていたもので、1郷の房戸数は数百家族にも及んでいた。また、住居は竪穴式が大部分であった。

信仰は超自然の力を具備している仏(神)に救いを求めるために、仏(神)に頼る信仰が始まった。

朝廷は国家を鎮護する「鎮護国家」の思想と、刑罰によるものでなく個人の内面に訴えることによって人々を人倫に向かせる「因果応報の教え」により、現世に存在する身分や貧富の差を前世の行為の果と説き、現世の秩序を保守することを慮り、そのよりど

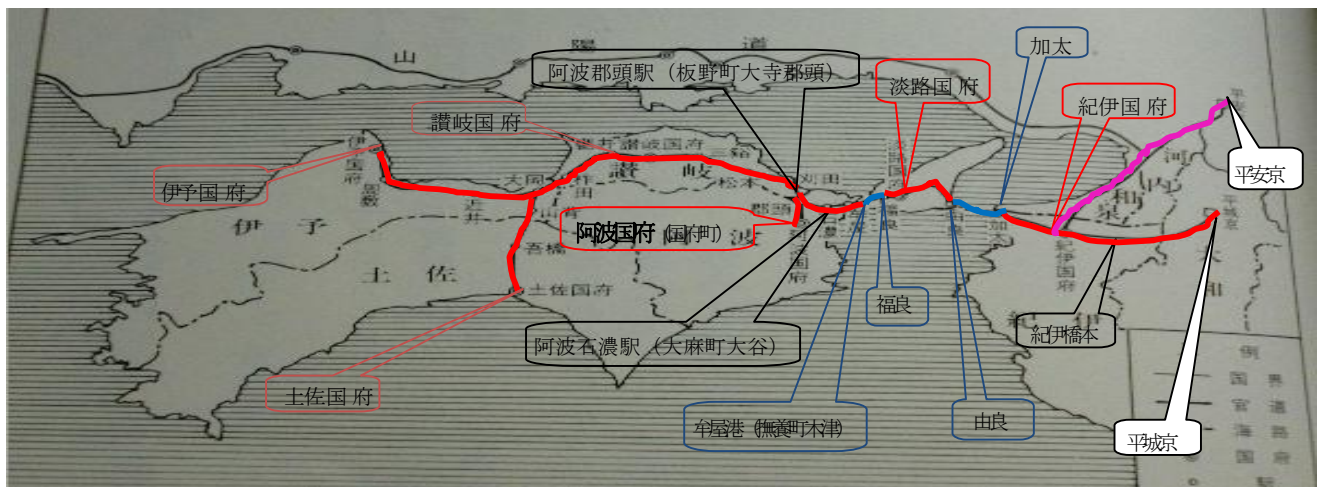
ころとなる寺院を行基等に命じ、寺々を全国に建立したのである。

### 3. 都との交流

全国の交通網は大化の改新から始まり、「大宝律令」によると畿内5ヶ国を別にして、全国の58ヶ国に都を中心に7つの交通網（東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海）が整備され、四国では南海道（図：2参照）ができた。

7道は都と各地の国府間を連絡する官吏用の道路であり、国府以外へは通じていなかったのである。

阿波国府からの上り（往路）は荷物が多いため9日、下り（帰路）は5日を要していた。



図：2 南海道の径路（『鳴門市史上巻』より転載1部加筆）

海上航海の安全確保を図るために、室・泊（図：3参照）の避難所を置き、室（港）には役所を設置し、船が立寄り飲料水、薪、食料等を補給していた。

この室の制度は津と変わり重要な津は津守という役人を配置していた。

鳴門市撫養町木津はこの津と考えられ大きな集落(戸数50戸)の港町となり、津屋郷として存在していた。

海上(鳴門海峡)を經由する南海道の四国で最初の駅は、現在の鳴門市大麻町大谷石園にある堀江北小学校の南方に「阿波石濃駅」を設置していた。

駅には駅家・駅戸の家々と南海道を往復する官吏用の宿泊設備や厩があり、決められた駅馬(官吏用)・伝馬(郡司用)で貢物輸送の補助を行っていた。

駅の経費は大谷川扇状地末端の湧水で耕作が可能な駅田(約2町)から収穫する稲で賄い、郷と同様の行政区域を作り駅長がいた。

#### 4. 阿波国の行政形態

各地域の国は大・上・中・下の4等に分け、阿波国は上国であった。官吏の任期は6年を1期として、都より国司(表:4参照)が派遣されており、神祇関係と中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内の業務を行っていた。

表:4 阿波国の役人(国司)の人数

国司ランク 国のランク	かみ 守	すけ 介	じょう 掾		さかん 目		しじょう 史生	こくが 国司庁(国衙) 〈場所〉
			大掾	少掾	大目	少目		
上国	1人 (従五位下)	1人 (従六位上)	0人	1人 (従七位上)	0人	1人 (従八位下)	3人	(名方東部) 〈徳島市国府〉

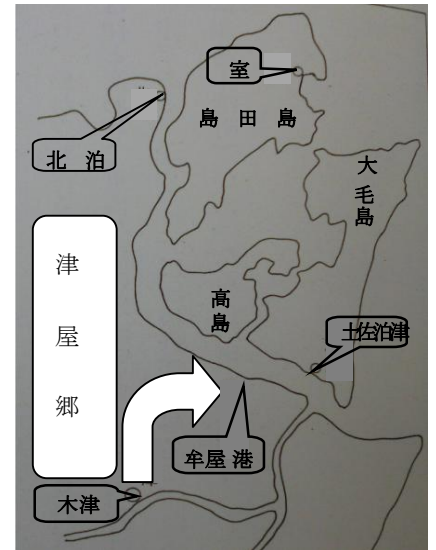


図:3 阿波国の南海道海上構成  
(『鳴門市史上巻』より転載1部加筆)

阿波国内の地方(郡司)は大化の改新で50戸を1里として、大郡(16～20里)、上郡(12～15里)、中郡(8～11里)、下郡(4～7里)、小郡(2～3里)に区分が行われていた。

靈山寺近郊については、板野郡とする田上郷戸籍から中郡の行政形態(表:5参照)と考えられる。

なお、当時の阿波国は7郡(名方、板野、麻植、阿波、美馬、勝浦、那賀)の行政区分となっていた。

表:5 阿波国の郡司(板野郡)

郡のクラス	かみ 大領 (外従8位)	すけ 少領 (外従8位下)	じょう 主政	さかん 主帳	郡書生	郡家主	駆使	伝馬長	特権(権限)
中郡(板野郡)	1人	1人	1人	1人	4人	2人	10人	1人	①国学への入学
任命基準	性質が善良で見識が高く 時勢を達見出来る者		賢明書算に巧 みな者						②兵衛として採用 ③妾女を貢進

おわりに

以上が靈山寺創建時代における民衆及び行政の実態であり、今回の調査により律令国家の構築に向けた「官僚体制」の実態を認識した。

歴史に学ぶことは深く、重く、永遠に続くものである。今日の「官僚体制」に対する課題と政治の混迷を改めて感じながら、無力感に沈むことなく現在を未来へ繋いでゆかねばならないと思うばかりである。

## 参 考 文 献

著 者 (編集) 名	出 版 年	書 名	発 行 所
福井 好行 他5名	2007年6月28日	『阿波の遍路文化』	徳島地方自治研究所
福井 好行 他9名	昭和51年3月31日	『鳴門市史 上巻』	鳴門市
服部 昌之	昭和58年2月23日	『律令国家の歴史地理的研究』	株式会社 大明堂
三好 昭一郎・高橋 啓	1994年11月15日	『区説 徳島県の歴史』	河出書房新社
三好 昭一郎・猪井 達雄	昭和50年5月10日	『阿波の歴史』	株式会社 講談社
三好 昭一郎 (監修編集代表)	2000年2月25日	『徳島県の地名』	株式会社 平凡社
首藤 一	昭和62年2月1日	『四国遍路88ヶ所』	株式会社 創元社
徳島県歴史の道研究会	平成13年3月31日	『遍路道』	徳島教育委員会
吉田 孝	1988年2月20日	『大系 日本の歴史 3』	株式会社 小学館
吉田 靖雄	昭和62年1月10日	『行基と律令国家』	株式会社 古川明文館